

○ 第 8 回 第 6 原則「協同組合間の協同」について

第 6 原則では、第 1 にその目的が「組合員にもっとも効果的にサービスを提供」するための組合員目線と「協同組合運動を強化」するための運動目線の 2 つの結合である点を協同組合の特性として明確にしています。

第 2 に、その実践方法は「<sup>ローカル</sup>地域的、全国的、(国を越えた)<sup>リージョナル</sup>広域的、国際的な組織を通じて協同する」と明示され、農協・生協・漁協・森林組合・ワーカーズコープなどの同種・異種を含む単協間、単協と連合組織間、国を越えた協同組合間、ICA を含む国際組織間など国内外の重層的で、連鎖した事業活動である点を明確にしています。

(下線は筆者)

**【第 6 原則】「協同組合間の協同」**

**協同組合は、<sup>ローカル</sup>地域的、全国的、(国を越えた)<sup>リージョナル</sup>広域的、国際的な組織を通じて協同することにより、組合員にもっとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。**

G・フォーケ博士(元 ICA 中央委員)は『協同組合セクター論』(1935 年公刊、翻訳書は日本経済評論社、1991 年発行)で、“協同組合間協同関係がつくられると、・・その連鎖を通じて流通する物資は、もはや単なる経済的価値、非人格的物財を表現するものではない。都市と農村との双方において協同組合人は、彼らを結合する絆の存在を意識するようになる。”とし、協同組合が“人間と人間の自由と福祉のための経済”を指向するのに対して、資本主義企業は“利益と支配を求める経済”を指向していると、両者の本質的差異をなんと 80 年も前から強調しているのです。

協同組合原則と現場の実態を軽視した農協法の改正案が 8 月 28 日に国会で可決・成立したことに、協同組合陣営全体で強い危機感をもち、「協同組合間の協同」の原則をふまえた個性豊かなオンリーワンの基本構想・中期計画の枠組みづくりに、県下の各単位 JA・各連合組織は、一体となって早急に着手する必要があります。

さらに、神奈川県は従前より協同組合の提携が進んでいますので、これまでの取り組みをもとに、県内の JA・漁協・森林組合・生協・ワーカーズコープ等が戦略的に連携・主導して、組合員・地域住民・自治体等と共に県内の自然環境を大切に地域循環指向の農林水産物の生産・販売、再生可能なエネルギーの普及、地域社会福祉システムづくりに挑戦するビジョンづくりと実践方策の優先順位を明確にすることを協同組合にかかわる者として切望します。